

令和4年（ワ）第45号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第4陣訴訟）

原 告 芹川 輝男ら 101名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第10準備書面

（慰謝料増額事由としての重過失ないし相当程度に重い過失及び悪質性の存在）

2023（令和5）年6月7日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝



同 鈴 木 堯 博



同 広 田 次 男



同 米 倉 勉



同 鈴 木 延 枝



同 佐 藤 剛 志



同 菅 野 哲



同

磯

秀 一 良



同

永

山

健 太 郎



同

大

木

裕 生



同

櫛

田

啓



同

三

浦

学

人



原告ら訴訟復代理人弁護士

杉

原

悠

記

子



外

目次

第 1	被告東京電力の重過失ないし相当程度に重い過失及び 悪質性の存在	4
1	本書面の意義	4
2	2002年	4
3	2004年	7
4	2005年	8
5	2006年	10
	(1) はじめに	10
	(2) 洪水勉強会について	10
	(3) 国の安全情報検討会議の報告を把握していたこと	15
	(4) 耐震設計審査指針の改訂	16
6	2007年	19
7	2008年	26
8	2009年	41
9	2010年	43
10	2011年	44
第 2	土木学会の信頼性の問題	45
第 3	まとめ	47

第1 被告東京電力の重過失ないし相当程度に重い過失及び悪質性の存在

1 本書面の意義

本書面では、主に被告東京電力の重過失ないし相当に重い過失及び悪質性といった、慰謝料増額事由を、長期評価が策定された以後の時系列に沿って、その時点時点の被告東京電力の認識内容・対応・行動等から明らかにしていく。

以下、重過失ないし相当に重い過失の存在の評価根拠事実と、不法行為の悪質性を支える事実は、原告らの主張の整理として、想定津波の算出につながる事情を重過失ないし相当に重い過失の存在として、それ以外の事情を慰謝料増額事由としての悪質性とする。

2 2002年

2002年7月31日、文部科学省に設置された地震研究推進本部（以下「推本」という）が、巨大津波を引き起こしうる「津波地震」と呼ばれるM8規模の地震が、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りで、今後30年間の間におよそ20%の確率で生じるという内容の予測（いわゆる「長期評価」）を出した（甲A5号証）。

この長期評価は、翌日の朝刊に新聞各社で報道され、記事を確認した経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）の高島賢二統括安全審査官は、部下を介して、三陸沖津波を考慮している原子力プラントが大丈夫であるかどうかの説明を、被告東京電力側に求めた（甲B66号証1～2頁、甲B67号証）。

この保安院からの連絡を受けたのが、被告東京電力の津波対策に造詣の深い、東電社員の高尾誠（以下「高尾」という）であった。

高尾は、2002（平成14）年8月5日に資料をもって、保安院に説明をしに行き、その場でのやりとりを、社内外の担当者にメールで知らせている。

その内容は、保安院側の「福島～茨城沖も津波計算をするべき」だとの要求

に対して、高尾らは「論文を説明するなどして、４０分間くらい抵抗し」、「結果的には計算するとはなっていない」として、この要求を強硬に拒んだ（甲Ｂ６６号証７頁及び末尾資料２）。被告東電による「４０分間の抵抗」は、積極的に安全対策を遅らせようとするものであり、その悪質性を顕著に示すものである。

この時、被告東京電力側で長期評価を取り入れた計算をしないと押し切れた最大の根拠は、「津波評価技術」の存在にあった。

「津波評価技術」は、２００２年２月に土木学会という、一私的団体の中の津波部会が策定した原発施設に押し寄せる可能性のある津波の高さに関する知見である。（なお、土木学会津波部会の構成員等の偏りや運営資金の出所などの問題点については後述する。）

また、当時の保安院の担当者であった川原氏は、この年の６月に就任したばかりであったため、東電に簡単に言い負かされてしまったということも一因として挙げられる。

当時、被告東京電力は、保安院に対して、津波評価技術を引用して、「日本海溝は、宮城県沖を境とする北部と南部でプレート境界の性質が違うため、土木学会は、福島～茨城沖で津波地震を想定していない」などと説明をして、長期評価の知見を取り入れる必要はないという主張をしていた。

しかし、実際には、津波評価技術を策定した土木学会は、福島～茨城沖で津波地震が発生するかどうかを検討すらしたことはなかった。

すなわち、「津波評価技術」は、津波地震が起こりうる場所、波源域に関する検討が十分になされていない不完全なものであったのであった。本来であれば今後起こりうる津波地震の波源に関する最新かつ国の公式見解である長期評価を取り入れて、原発施設の安全を確保していかなければならなかったのに、東京電力は、積極的に虚偽を述べてまでこれを怠ったのである。

「津波評価技術」が波源に関する検討にいて不十分であったことは、「津波評

価技術」の策定の中心人物であった、今村文彦東北大学教授（以下「今村教授」という）が、東京高裁の群馬避難者訴訟控訴審の第4回期日で行われた証人尋問によって明らかとなった（甲B50号証）。

すなわち、控訴審の原審原告側の代理人からの「（土木学会第1期1999年～2001年において）既往地震やこれまでの知見のレビューをした。ただ、日本海溝沿いの、過去に大地震の発生が確認されていない領域に、将来の大地震を想定するか否かの詳細な検討はしていない。こういう理解でいいですか。」という問いに対して、今村教授は「はい、第1期では。」と答えて、2002年2月に策定された「津波評価技術」では、波源の検討が不十分であったことを認めている。ここに被告東京電力が保安院に対して虚偽を述べたことが明白となった。

被告東京電力は、長期評価の知見を取り入れた場合に、福島第1・第2原発が危機的状況になることをわかっていたからこそ、こういった激しい抵抗を試みたのである。

また、2002年8月22日に高尾は、保安院の担当者に対して、「津波地震を確率論（津波ハザード解析（＝PSA））では、そこで起こることを分岐（可能性のある自身の一つ）として扱うことはできるので、そのように対応したい」と説明し、保安院の担当者は「そうですか、わかりました」と返答した。

しかし、被告東京電力は実際には何もしなかったのである。現に、その5年後の2007年11月19日に、被告東京電力と日本原電が開いた会議で、高尾は「これまで推本の震源領域は、確率論で議論するということで説明しているが、この扱いをどうするかが非常に悩ましい（確率論で評価するということは実際に評価しないこと）」と説明しており、被告東京電力は、何もしていなかったことを自認していた。

現在に至るまで確率論（PSA）的な評価方法が確立していないことは、被告東京電力の酒井が、公判廷において、

「日本の規制体系は確定論ですから、確率論はアクセプトされていないので」
(甲 B 5 6 の 1 号証通し番号 8 頁) とか、

指定代理人の、「日本は。平成 2 0 年、2 1 年、2 2 年当時は、確定論が主流であったと、これでよろしいですか。」という問いに対して、

「はい。ちなみに、今も確定論、規制は今も確定論。」(甲 B 5 7 の 2 通し番号 2 5 3 頁)

などと供述していることから明らかである。

そのような認識がある中で、「確率論に取り込んで評価する」ということは、実は何もしないということと同義であることを、被告東京電力は自認していたところである(甲 B 2 6 号証通し番号 1 4 及び「指定弁護士資料 7」通し番号 1 3 8)。

以上の事実は、被告東京電力の重過失ないし相当に重い過失を基礎づける事実である。

3 2 0 0 4 年

2 0 0 4 年 1 2 月 2 6 日、インドネシア・スマトラ沖において M 9 . 1 の地震(以下「スマトラ沖地震」という)が発生し、それに伴う大津波が発生した。この津波は、インド洋を約 1 3 0 0 km 渡り、インドの最南部の東岸にあるマドラス原子力発電所(以下「マドラス原発」という)に襲来した。

この津波は、幸いマドラス原発の敷地高を超えるものではなかったが、取水トンネルを抜け、敷地高より低い位置にあった冷却ポンプの機能を停止させた。それにより、原子炉内の圧力が高まり、原子炉の緊急停止が発生したという重大事故が発生した。

このマドラス原発は、設計段階において既往最大(記録のある最大)の津波をもとに設計されていた。しかし、その想定を超える津波の襲来によりマドラス原発が「想定外」の緊急停止に追い込まれた事例であった。

このことから、被告東京電力は、何らかの想定をしてもそれを超える事象が地震や津波に関して生じがちであることだけでなく、既往最大の地震ないし津波を想定したのでは原発の安全性が保たれないことの認識を得たといえる。わずかな観測歴からの既往最大津波を想定しても、津波対策としては不十分であることは、少なくともこのときには明白となったのである。

4 2005年

スマトラ沖地震翌年の2005（平成17）年8月、マドラス原発の地元で、国際原子力機関（IAEA）とインドの原子力規制当局などが主催する国際ワークショップが開かれた。

これは、津波や洪水など、外から原発に浸水が生じた（外部溢水）場合の影響について検討する目的のワークショップであった。

このワークショップを受けて、出された8月16日付のIAEAのプレスリリースは、「科学者たちは、昨年12月にインド洋を襲った大規模な津波を引き起こした壊滅的な地震をきっかけに、原発の潜在的な危険性を再検討している」と報じている。

ワークショップに参加した、JENS 職員の出張報告書(甲 A69号証)によれば、このワークショップは、保安院、日本の電力会社、IAEA の3社の強い意向で開催されたものであるという。実際の参加者は81名で、そのうち日本からは10名が参加している。

ワークショップでは、日本から、規制や審査の状況、津波趣味レーション解析、実際の原発における津波評価の事例紹介など7件の報告がされ、報告後に、参加者から、日本の規制体系や審査基準について、「裕度（安全裕度）についてどう考えるのか」という質問がされた。JENS の担当者は、「多数のケーススタディーの結果で判断している」と回答したものの、上記のように福島沖やその近辺での波源の検討をしていない福島の原子力発電所において、本当に余裕が

あるのかは不確かであったし、実際福島第一原子力発電所は、津波評価技術で算出された津波に対して全く安全裕度がなかったことは、原告らが原審から主張立証済みである。

ワークショップでは、結論として5項目がまとめられた。そのうちの2項目は、本件原発事故に密接に関わるものであった。

すなわち、1つは、津波の想定について、定期的に見直し、検証することが必要とされたこと。もう一つは、安全基準がある場合でも、最近の事例からの知見などを反映し、改定・拡充していくことが必要であるとされたことである。

しかし、以下の通り、被告東京電力は、上記2点を完全に無視し続けた。

これは、被告東京電力の重過失ないし相当に重い過失を基礎づける事実である。

ワークショップの直後から、JENSでは、津波対策の検討が行われた。それだけでなく、保安院やJENS幹部は、津波を重要な問題と判断し、当時の保安院原子力安全審査課長の佐藤均は、部下の小野祐二保安院原子力発電安全審査班長（以下「小野班長」という）に指示をして、「内部溢水・外部溢水勉強会」を立ち上げた（甲B27号証4頁）。

2005（平成17）年12月14日小野班長のほか、被告東京電力から津波想定担当の酒井俊郎（以下「酒井氏」という）、機器への対策を担当する長澤和幸ら計8人、JENSから3人が出席して、勉強会の準備会合が開かれた。

なお、酒井氏は前出の高尾の上司で、長年原発の津波や活断層評価に携わってきた人物である。

小野班長は、この準備会で「女川で想定地震を超えたことで、想定を上回る自然現象が実際に発生しうることが明らかになった。」「また過去に、フランス・ブレイエ原発で大規模浸水事象もあった。インパクトが大きい自然現象としては地震と津波の2つが考えられる。想定外もあり得るという前提で対策をしておけば、想定外事象が発生した場合においても、対外的に説明しやすく、

プラントの長期停止を避けられる」、「想定外津波については、上層部の会議（保安院と電力会社管理部長、保安院と JENS）でも話題となっているが現状は回答がない」、「津波によって施設内のポンプ等が浸水した場合にどういう事態になるのか、何か対策をしておくべきなのかに関する説明ができないことに対して、保安院上層部は不安感があり、審査課に説明を求めてくる可能性がある。そこで設計波高を超えた場合に施設がどうなるのかを早急に検討されたい」などと話した。

ここからわかるのは、「内部溢水・外部溢水勉強会」は、想定外の自然現象（とりわけ地震と津波）が起こりえることを共通認識としたうえで、それら想定外の事象によって生じ得る危険性を事前に想定することによって、原子力発電所の安全性を確保しようとの意図のもとで開催されたものであるということである。

つまり、被告東京電力は、想定外の自然現象に対する、安全性確保を求められていることをここで再認識（すでに 2002 年時点でその認識はあるもの）しているのである。

5 2006 年

（１） はじめに

2006 年は、2002 年に続いて、被告らの重過失ないし相当に重い過失または悪質性を基礎づけるのに特に重要な出来事があった。

それは、被告らが共同して行った溢水勉強会と、新耐震設計審査指針の策定である。

それらの経緯と、その際の被告らの津波対策への認識を以下では確認していく。

（２） 溢水勉強会について

2006 年 1 月 17 日、保安院審査課で開かれた会合に、小野班長や

JNES の担当者、計 6 名が出席し、溢水勉強会が立ち上がった(甲 B 2 7 号証 4 頁)。この溢水勉強会では、同年 6 月までに福島第一原発などについて、津波の影響を調べることが決まった。

この時の状況について、小野班長は、検察に以下のように述べている。

「私は、当時、耐震班の人間からだったと記憶していますが、『原子力発電所の中には、土木学会手法による想定津波と非常用ポンプの電動機の高さとの差が数センチメートルしかないものがある』という話を聞いていました。非常用海水ポンプを使用した冷却機能が失われ、原子炉の安全上重大な故障が生じるおそれがありました。ですから私としては、津波 PSA の確立を待たずに、電気事業者にできることから自主的な対策を取らせていくべきだと考えていました。」(甲 B 2 7 号証 5 頁)

溢水勉強会立ち上げの翌日 1 8 日、経済産業省別館 5 階、5 2 6 号室で開かれた第 4 3 回安全情報検討会で津波が議題になり、溢水勉強会が発足したことが報告された。

なお、安全情報検討会とは、保安院と JNES が連携して、原発に関する国内外の事故やトラブルなどリスク情報を収集し、それを分析して必要な規制について検討する場のことである。保安院からは、院長、次長、に次ぐナンバー 3 の地位にある審議官も参加する重要な検討会である。

2 0 0 6 (平成 1 8) 年 1 月 1 8 日の会合では、保安院の阿部清治審議官は、「津波ハザード手法 (=PSA) はすでに確立されているのか」と尋ね、JNES の担当者は、「まだ確立されていない」と答えている。

前述のように、2 0 0 2 年 7 月 3 1 日、長期評価が策定され、被告東電側が「4 0 分間くらい抵抗し」た(甲 B 6 6 号証通し番号 7 7 0 3「資料 2」)のち、「確率的手法 (=PSA) で福島第一原発への津波の脅威度合いを検討する」と保安院に答えてから、すでに 3 年半以上が経過していたが、まだ評価手法すらできていない状況であったのであり、被告東京電力の意欲の

なさ、あるいは、その能力の欠缺は誠にひどいものであった。

小野班長が述べるように、保安院としては PSA の確立前に対策を取らせる必要があるという認識であった。対策を取らなかった被告東京電力の安全対策への著しい懈怠が存在した。

2006年5月11日に開かれた第3回溢水勉強会(甲A9号証)では、福島第一原発に高い津波が襲来するとどんな事態を引き起こすかについて、被告東京電力が保安院や JNES に対して、津波の高さが建屋のある敷地高10mを超えると、福島第一原発の大物搬入口、非常用ディーゼル発電機の給気口、サービス建屋入り口など、複数個所から海水が侵入し、全電源を失う危険性があることが報告された(甲B70号証9頁)。

この報告に関して、出席していた小野班長は検察官に対して以下のように述べている。

「この結果を聞いて、確か J N E S 蛭沢(勝三)部長が『敷地を越える津波が来たら、結局どうなるの』などと尋ね、東京電力担当者が、『炉心融解です』などと答えたと記憶しています」(甲B27号証9頁)

この会合において、蛭沢氏の発言メモとして、「④水密性」「大物搬入口」「水密扉」「→対策」という記述が残されている(甲B27号証9頁及び同資料4)。

また、この会合で、敷地を越える津波については、機器が水没しないように炉心融解を防ぐべきだとも蛭沢氏は指摘している。

したがって、この時点で、福島第一原発の対策として、機器の水没を防ぐための建屋等の水密化対策は、その選択肢の一つとして検討されていたことは明らかである。

よって、防潮堤の設置が唯一の対策案であったなどという被告東京電力の主張は、自らの過ちや怠惰を隠すための虚偽の主張であり、極めて悪質な訴訟上の主張である。

また、2006年6月9日には、溢水勉強会は福島第一原発の現地視察を行っている。この視察の対象は5号機であり、保安院からは小野班長ら2名、JNESから6人、北海道電力1人、中部電力1人、被告東電からは長澤ら9名が参加した(甲B27号証10頁)。

小野班長は、視察の中で、非常用海水ポンプに注目し、「津波想定(土木学会手法)が5.6メートルで、ポンプの高さが同じ5.6メートルというのはあまりに余裕がなさすぎる。事業者の判断ではあるが、津波PSAの結果を待たずに、改造に着手するという視点も重要」と指摘した。

小野班長は、溢水勉強会で、「女川だって想定地震動を超えた。自分たちの知見だけではわからないことがある。自主的に対策を打っていかないとだめです。」と何度も主張したという「しかし、電力事業者は動こうとしませんでした。」、このように小野班長は当時を回想している(甲B27号証13頁)。

保安院の安全審査官であった名倉繁樹氏は東電元幹部の刑事裁判でこう証言した(甲B68号証47～48頁)。

「小野班長は、事業者との間で想定される津波に対してどれくらい余裕があればいいか、激しい議論をしていました」、「水位に対して何倍とるべきだとか、延々と議論していたと思います。(具体的な対応をしない事業者)に苛立ちがあったと思います。」

小野班長は、特に余裕の少ない福島第一原発に対しては、早急に対策をとらせるべきだと考えていた。電力会社の対応を促すために考えた、2006年6月29日付の小野の覚書が残っている。

その覚書のタイトルは、「内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)」、(甲B27号証通し番号7545「資料6」)であり、疑問点としては以下の点を挙げていた。

○土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有している

か確認する。

- ・評価手法、解析モデル、潮位、台風などの影響の組み合わせ。
- ・既往最大津波高さとの比較。
- ・耐震指針の見直しによる津波高さへの影響

また、覚書には、影響防止対策のすすめかたも示していた。

○電力（会社）は、想定外津波対策について、津波 PSA による評価結果を待ちたいとのことであるが、津波 PSA 評価手法の確立には長期を要することから、当面、土木学会手法による津波高さの 1.5 倍程度（例えば、一律の設定ではなく、電力（会社）が地域特性を考慮して独自に設定する。）を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする（アクシデントマネジメント対策との位置付け）。

○対策は、地域的特性を踏まえ、ハード、ソフトいずれも可。

○最低限、どの設備を死守するのか。

○対策を講じる場合、耐震指針改定に伴う地番調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば 2 年以内の対応となるのではないか。

以上のように、国、被告東京電力ともに外部溢水対策をしなければならないという共通の認識があったことがこれらの議論状況からは明らかである。

また、対策としても、ソフト・ハードを問わず、2 年以内の対策が可能であることの言及が保安院の側からされている。

この当時の被告東京電力の認識としては、外部溢水対策をしなければならないこと、その際に、防潮堤以外の対策が考えられていたのである。

ここまでの認識（特に敷地高を超える津波が生じた場合に炉心融解の恐れがあること）を持ちながら、全く何等の対策もしようとしない被告東京

電力の悪質性は甚大である。

(3) 国の安全情報検討会議の報告を把握していたこと

次に、国は、原発の安全性に関して、「安全情報検討会議」を定期的に行っており、2006年9月13日の会議では、「インド津波と外部溢水」に関しての検討を行っていた（甲A70号証の1ないし4）。

その進捗状況管理表 No.8（甲A70号証の4）の中では、国は外部溢水事象において、対策が必要であると考えており、その対策として防潮堤の設置以外に建屋入口の防護壁の配置等、いわゆる津波が敷地に遡上したことを前提とした対策を検討していた。

そのうえで、「必要ならば対策を立てるよう指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」との認識を有していた。

そして、この安全情報検討会の報告は同年9月28日に、被告東京電力を含む電力会社の業界団台であり電気事業連合会（電事連）にて報告されており、この報告を被告東電の原発担当の役員らが出席していた。この時、会合に参加したのは、被告東京電力の武黒一郎常務取締役原子力・立地本部長であった。

武黒本部長は、この報告に対して「重要課題なのでしっかりやるように」と担当者に指示をしていたものであり、津波対策が緊迫の課題であったことを被告東京電力は認識していたのである。

しかし、結局被告東京電力は何らの対策もしていなかったものであり、問題を先延ばしにするだけであった。その理由が、自社の利益を優先して安全を軽視する経営方針にあることは明らかである。被告東京電力が本件原発事故を引き起こしたことに対する悪質性は明らかである。

またそもそも、一企業では、利益優先をしがちなことは経験則上明らかなのであり、これまでも多くの大小さまざまな事故を起こしてきた被告東京電力が、事故情報を隠蔽等しようとしてきた経緯からしても、国は速や

かに技術基準適合命令を行使する必要があったのであるから、この時点で国の不作為の悪質性も非常に高い。

(4) 耐震設計審査指針の改訂

次に、耐震設計審査指針の改訂も2006年である。

元々、1978年に策定された原発の建設における耐震設計審査指針は、その後数十年ほどの間、全く改訂されてこず、主に地震学者から批判があった。

そのため、2001年に改訂が決定し、完了したのが2006年9月19日（甲A60号証）であった。

新しい耐震設計審査指針（以下「新指針」という）策定時に、指針改訂以前に作られた古いすべての原発もすべて、新指針に照らし合わせて安全性を再チェックすること、つまり「耐震バックチェック」（以下「バックチェック」という）という作業が求められた。

バックチェックでは、揺れに対する安全性と、津波に対する安全性を別々に調べることとなっており、新指針は津波について「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生すると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」（甲A60号証、第8項）と定めていた。

「極めてまれ」という趣旨について、指針改訂を担当した原子力安全委員会の水間英城審査指針課長は、「1万年から10万年に1度をイメージとして持っていた」と政府事故調策定時のヒアリングにて述べている（甲B69号証）。

要するに、原発が1万年～10万年に一度の津波に襲われても大事故を起こさないことを、新指針は電力会社に求めており、それをバックチェックで示さなければならぬとされた。

そして、この間に、2002年に策定された「長期評価」の考えが誤って

いることを裏付けるような、研究・知見が存在していないこと、保安院から長期評価を前提とした安全対策を求められていた経緯等に鑑みれば、もはや被告東京電力は、最悪の事態を想定した、長期評価を前提とした津波高の計算をしなければならなかったといえる。この注意義務を果たすことは、極めて容易であったのに、被告東京電力はそういったこれを怠った。

したがって、その点で被告東京電力には２００６年時点での重過失ないし相当に重い過失があった。

ところで、このバックチェックに対する、被告東京電力の対応の悪質性もまた顕著である。

すなわち、バックチェックを緻密に行おうとすると、福島第一原発は長期評価を前提とした津波への対応を求められることは必至であり、津波への対策は緊迫の課題となっていたことは明らかであった。ともすれば原発の運転停止を余儀なくされるような状況であったため、被告東京電力は、バックチェックへの対応として、この報告をできる限り引き延ばすことで、その間の原発運転を優先させたのである。これは、原子力事業者としてあるまじき姿勢である。

原子力安全委員会や保安院は、元々、バックチェックを３年以内に終わらせる方針であった。２００６年１０月６日、保安院は、全電力会社を集め、バックチェックについて、一括ヒアリングを開いた。この時、小野班長は、電力会社に以下のように述べていた（甲Ｂ６８号証４５頁及び１４８～１４９頁「資料２」）。

「自然現象は想定を越えないと言い難いのは、女川の地震の例からもわかること。地震の場合は裕度の中で安全であったが、津波はあるレベルを超えると即、冷却に必要なポンプの停止につながり、不確定性に対して裕度が無い。」「土木学会の手法を用いた検討結果（溢水勉強会）は、余裕が少ないと見受けられる。自然現象に対する予測においては、不確実性がつきものであ

り、海水による冷却機能を担保する電動機が水で死んだら終わりである」
「バックチェックの工程が長すぎる。全体として2年、2年半、長くて3年である」

このように、小野班長は、津波が原発サイト内に流入する恐れに対しても安全性を確保する対応を求めていることが分かる。

また、同ヒアリングで保安院の川原室長も以下のように要請した（甲 B 6 8号証 1 4 8～1 4 9 頁「資料 2」）。

「津波は自然現象なので、設計想定を越える津波が来る恐れがあり、その場合には非常用ポンプの機能が失われて、そのまま炉心損傷に至る恐れもある。きちんと余裕を確保するよう、対応してもらわないと困る。バックチェックではその対応策も確認する。設備投資もしてもらわなければならないので、経営層にも伝えてほしい。」

このように、保安院側からは、地震対策でなく津波対策を意識づけるような忠告がなされていたのである。

これらの保安院からの発言は、全電力事業者向けに行われたものである。それ以前から、忠告を受けていたにもかかわらず何等の対策を取らなかった被告東京電力の悪質性は明らかである。

なお、このヒアリングを受けて、当初、被告東京電力は、2009年6月にバックチェックの最終報告を提出する予定を公表していた。しかし、被告東京電力は最終的に2016年まで最終報告を引き延ばそうとしていた。

この経緯の中で、問題なのは、ヒアリングを受けて電事連が作成した「バックチェック計画書精査にかかる今後の調整について」という文書の中で、福島第一原発と第二原発について「もう少し短くならないか？できる限り2008年度内に納めてほしい。基数が多いので長いとの言い訳はできるけど…」などという記載があり、「言い訳」などという文言が出てくることである。

この文書からも、電気事業者が安全対策についての場当たりの感覚しか

有していなかったことが見て取れる（甲 B 6 8 号証 1 4 5～1 4 7 頁「資料 1」）

ところで、被告東京電力は、津波への対策を全くといっていいほど検討していなかったのかということそうではない。

2 0 0 6（平成 1 8）年 1 月に治水勉強会が発足されてから間もない 2 0 0 6 年 2 月 1 5 日、電力会社の担当者が集まって開いた想定外津波についての会議が開かれている。同会議において、設計の想定を超えた津波が襲来した場合の「影響緩和のための対策（例）」として、被告東京電力は、

- ・ 津波経路の防水化
- ・ 海水ポンプの水密化
- ・ 電源の空冷化
- ・ さらなる外部電源の確保

などを挙げていた。万一原発サイトに浸水しても事故につながらないような対策を考えていたのである。

強調すべきは、被告東京電力において、津波対策は必須であると考えていながら、危険を看過し対策を実施していなかったことの証左である。原子力事業者としてこれ以上ないほど悪質というほかない。

6 2 0 0 7 年

2 0 0 7（平成 1 9）年 1 月 1 6 日、東京・大手町の経団連会館にある電事連の 5 0 2 会議室で、各電力会社の担当者が津波対応の相談をした。

会合では、各電力会社が想定している津波高さと原発が耐えられる水位を比較し、余裕がどのくらいあるか、原発ごとに報告された。つまり、津波に対する設計裕度を検討した会議である。

その内容をまとめたものが以下の表である（甲 B 7 0 号証 4 1～4 2 頁「資料 4」）。

東電が各社の津波対応状況をまとめた表						
	既往最大津波	土木学会手法で想定した津波	許容水位	余裕	余裕率	対策
泊	3.1	8.3	10	1.7	0.205	不要
女川	5.4	13.6	14.8	1.2	0.088	不要？
東通	4.3	8.8	13	4.2	0.477	不要
福島第一	3.1	5.6	5.6	0	0.000	対策実施検討
福島第二	3.1	5.2	4.2	-1	-0.192	済み（海水ポンプ室水密化）
柏崎刈羽	2.5	3.7	5	1.3	0.351	不要
浜岡	5.3	6	10	4	0.667	不要
志賀	1.4	4	11	7	1.750	不要
美浜	0.45	1.57	3.7	2.13	1.357	不要
大飯	0.8	1.86	4.65	2.79	1.500	不要
高浜	0.67	0.74	3.85	3.11	4.203	不要
島根	1.41	5.6	8.04	2.44	0.436	不要
伊方	既往津波	3.66	4.52	0.86	0.235	済み（海水ポンプ室水密化）
玄海	0.2	1.87	6.6	4.73	2.529	不要
川内	既往津波	2.69	6.13	3.44	1.279	不要
東海第二	2.59	4.55	5.8	1.25	0.275	不要
敦賀	0.61	2.23	4.67	2.44	1.094	不要
全体平均					0.956	

表を見ると、余裕率の全体平均は、0.96であり、これは総定水位の1.96倍の津波が襲ってきても、施設や設備に影響はなく、大事故には到らないことを意味している。しかし、福島第一原発は余裕がゼロで、最も余裕がなく、表中で唯一「対策実施検討」と書かれていた。

この想定水位は土木学会が策定した津波評価技術による不十分な想定であったが、それでも、福島第一原子力発電所は、重大事故が生じる恐れがあるような危険な状態だったのであり、被告東京電力はこれを認識していた。

また、JNESは2007（平成19）年4月に、最近発生した国内外の16の原発事故を分析し、どのような事故が原発の安全にとって深刻か、リスクを比べた報告書をまとめた。

検討した事故・リスクは、スウェーデン、フランス、日本の原発で報告された、非常用ディーゼル発電機の起動失敗、海水ポンプの異常、弁の故障などの事故・故障事例であったが、そのうちもっとも炉心損傷につながりやすいものはどれか解析した結果、1999年にフランス・ルブレイエ原発で起きた浸水事故が最もリスクが高いことが分かった。

ルブレイエ原発の事故とは、原発の近くにあった川で水位が暴風雨で上昇して、原発施設の扉や開口部から浸水し、電気室などが水浸しになり一部の電気系統を失ったものである（甲B71号証）。この時、暴風で外部電源も途絶えていたという状況も重なっていた。

JNESは、福島第一原発に同様の浸水があったらどうなるか、リスクを計算して原発名を伏せた形で報告書に乗せていた。解析した別のトラブルでは炉心損傷につながる確率は1億分の1程度であったのに、洪水や津波で水につかった場合に炉心損傷に至る確率は100分の1より大きく、桁外れに高いリスクの存在が明らかになった。

この時点で、津波のリスクは、数多くの原発のリスクのうちのひとつと片付けられないほどに甚大であることが、明確な客観的裏付けとともに明らかとなり、

被告東京電力の認識するところとなったのである。

にもかかわらず、長期評価を前提とした津波算出やそれに対する対策を怠った被告東京電力の悪質性は顕著である。

現に、本件原発事故を検討した日本学術会議の小委員会は、「規制機関と東電は、洪水（溢水）事象によるリスクの大きさを認識しながら、浸水した場合の対応策の検討を怠っていたと認められる」などと報告(甲 B 7 2 号証)をまとめている。

被告東京電力が全くと言っていいほど津波対策に着手しようとしなかったことについて、保安院の小野班長は強く追及をしていたことが、同じく保安院の名倉の公判での供述（甲 B 6 8 号証 4 7 ～ 4 8 頁）や小野班長の供述（甲 B 2 7 号証 1 3 頁、1 9 頁等）から分かっている。

すなわち小野班長は、被告東京電力に対して、

「津波バックチェックでは、設計値を超えた場合、どのくらい超えれば何が起きるか、想定外の水位に対して起きる事象に応じた裕度の確保が必要」「1メートルの余裕でも十分といえるのか。土木学会手法を1メートル以上超える津波が絶対に来ないといえるのか」

「2006年10月6日の電力会社一斉ヒアリングの際に、設計想定を超える津波があり得ることを前提に具体的な対策を検討してほしいと各社に指示した。それにもかかわらず、その後の電力会社の説明が実質ゼロ回答だったことを受け、『前回の一斉ヒアリングから半年も経って出した結論がこれか、電力事業者はコストをかけることを本当にいやがっている』と思うと、正直、電力会社の対応の遅さに腹が立ちました」（甲 B 2 7 号証 1 8 頁）

などの指摘をしている。

こうしてみると、一見、保安院はまともな活動をしているようであるが、2002年以来、津波対策についての被告東京電力の対応が変わらないのであるから、結局のところ危険を回避するその任務を果たせていない点は明らかであ

る。

ただそれにしても保安院の指摘等に対して何等の対策も取ろうとしなかった被告東京電力の悪質性は極めて大きい。

2007（平成19）年11月1日、被告東京電力の土木グループの、金戸俊道（以下「金戸」という）は、被告東京電力の完全子会社であった東電設計で、津波計算などの技術責任者を務めていた久保賀也（以下「久保」という）と打ち合わせをした（甲B73号証の1・8頁）。

その中で、久保は「地震本部の津波地震をバックチェックで取り入れないとまずいんじゃないか」と金戸にアドバイスをした。2002年8月に、保安院が取り入れて計算をしろと迫り、その時は逃げ切ったかのように思われた津波地震が、ここにきて再び被告東京電力を悩ませることとなった。

そして、同年11月19日、東京・新橋所在の東電別館で、金戸、金戸の上司である高尾ら東電社員3人と、日本原電の安保秀範（以下「安保」という）グループマネージャーら2人が会議を開いた（甲B26号証通し番号13）。

その際、以下のような被告東京電力側の発言が記録されている（甲B26号証通し番号138「指定弁護士資料7」）。

「今回のバックチェックは大々的な耐震性の評価となり（大幅な見直しが必要ならば今回実施する必要がある）、今後の審査にあたっては推本で示された震源領域をなぜ考慮しないかという議論になる可能性がある。これまで推本の震源領域は、確率論で議論するということで説明してきているが、この扱いをどうするかが非常に悩ましい（確率論で評価することは実質評価しないということ）」、「推本の扱いについて、東京電力内で議論をして早めに方向性を出したい」

このように、被告東京電力側では、無視するよう努めてきた「長期評価」の問題が、バックチェックをきっかけに再燃したのである。しかも、被告東京電力は、「長期評価」を考慮しないことが不自然とみなされることを明らかに認識

していた。そうである以上、「長期評価」を前提とした津波算出を怠った被告東京電力の対応は故意に近い過失にあたるということが出来る。

2007（平成19）年12月10日、日本原電の安保は、被告東京電力の高尾に対して電話をして、長期評価の取り扱いについて尋ねている。その時の電話のメモ（甲 B26号証通し番号141「指定弁護士資料9」）には以下のような当事者の津波リスクへの認識が書かれている。

- ・（高尾課長からのヒア）

- ・推本の取り扱いについてはこれまで確率論で取り扱ってきたが、確定論で取り扱わざるを得ないのではないかと考えている（酒井GMまで確認）。

- ・これまで原子力安全・保安院の指導を踏まえても、推本で記述されている内容が明確に否定できないならば、バックチェックに取り入れざるを得ない。

- ・今回のバックチェックで取り入れないと、後で不作為だったと批判される。

- ・津波評価についても、推本で記述しているものはバックチェックで取り入れるということを前者代で確認する必要がある（今後、土木GMで確認するという段取りか）。

- ・今後のすすめかたについて酒井GMと相談する。

このように、長期評価を取り入れた津波算出を行う必要があること、そうしなければ不作為を問われかねないような切迫した状況であることを被告東京電力は認識していたことがこのメモから明らかになっている。

さらに、2007年12月11日、東京大手町の電力中央研究所（以下「電中研」という）第2打合せ室で、被告東京電力、東北電力、JAEA、電中研、東電設計、日本原電の担当者が地震本部（推本）の津波想定に関する打ち合わせを開いた。

議事録（乙 A74号証通し番号419～420「指定弁護士資料44」）によると各社は以下のように述べている。

東電「推本の『三陸沖から房総沖においてどこでも津波地震が発生する』と

いう考え方について、現状明確な否定材料がないとすると、バックチェック評価に取り込まざるを得ないと考えている。」

東北電力「推本については、社内的に検討を実施しており、本当に『どこでも起きる』として38度線をまたぐような位置に断層モデルを設置するとNGになることが分かっている。このことから、38度線でセグメントを区分し、またぐような断層モデルは考慮しないといえれば助かる。」

JAEA「推本を扱うかどうかで対策の規模が異なり、推本は扱わなくていい方向にしたいが、具体的に推本を否定する材料は現状ない。」

日本原電「推本の扱いについては、配布資料で社内的にも議論しているところであり、バックチェックで扱わざるを得ないという方向で進んでいる。」

このように、被告東京電力を含め各社が、推本が策定した「長期評価」を否定するような明確な材料がないことを認識し、「長期評価」を津波算出の根拠としなければならないということを認識していた。

さらには、東北電力では、実際に「長期評価」を前提とした津波算出を既におこなっており、一定の場合には重大事故が起きうることを認識していた。

もはや、想定津波の設定における被告東京電力の重過失ないし相当に重い過失は疑いようもない。

また、長期評価の信頼性がないなどという主張をしている現状からすれば、被告東京電力の二枚舌は明らかで、自らの責任逃れのため、嘘にうそを上塗りするような主張を展開するものである。

このような訴訟上の主張は、原告らの心情をひどく傷つけるものであり、被告東京電力の悪質性は、事故後事後的に増大したものである。

なお、高尾は、推本の策定した「長期評価」で示された津波地震をバックチェックで取り入れるべきだと考えていた理由について、以下のような点を刑事裁判の第5回期日の証人尋問の中で述べている(乙A72号証の1・通し番号39～40)。

- ・研究者、専門家のアンケート結果、長期評価の見解を支持する意見が過半数を超えていた。

- ・長期評価を取りまとめた委員の委員長である東大・阿部勝征教授が、保安院でバックチェック審査の主査をしていた。

- ・確率を使った津波ハザード計算でも、福島第一の地点で10メートルを超える津波が1年に10万分の1～1万分の1の間になる結果が得られていたこと。

ここで重要なのは、10万分の1～1万分の1という結果は、新指針が備えることを求めていた「極めてまれ」な津波と同レベルである。

つまり、どのような言い訳を重ねようとも、被告東京電力の津波対策に関する懈怠は明らかである。また、津波対策の懈怠の程度は、重大な結果を生じさせることを明確に認識しつつ対策しなかったのであり、少なくとも重過失ないし相当に重い過失、あるいは故意といえるほどに至っていた。

さらに高尾が、公判廷で「12月の下旬に、土木調査グループマネージャーである酒井さんと議論といいますか、話し合いをしまして、この見解については、耐震バックチェックで取り入れるべきだということで、グループマネージャーも含めてグループ内の意見が一致したということだと記憶しております」と証言していることも重要である。10mを超える津波が発生しうるのは、一部の専門家の特異な意見ではなく、グループとしての共通認識になっていたからである。

7 2008年

2008年は、被告東京電力の重過失ないし相当に重い過失を決定付ける事実のほか、悪質性を基礎づける事実が多数存在する、2006年と同様に重要な年といえる。

2008年2月4日、被告東京電力では、高尾の上司である、酒井土木グ

ループ GM から、社内の機器の耐震部門を担当する長澤らにメール（甲 B 5 6 号証の 3 通し番号 2 9 0「指定弁護士資料 1 6」）を送信している。ちなみに、長澤は、洪水勉強会で、津波対策を検討していた際の担当者である。

メールの内容であるが、被告東京電力は、3 月末にバックチェックの中間報告を提出する予定となっていた。内容は、原子炉建屋や圧力容器等の重要施設が、地震の「揺れ」に耐えられるかどうかだけを確認したもので、津波に対する安全性は本題として含まれていなかった。

しかし、メールの最後には、「津波が NG となると、プラントを停止させないロジックが必要」と書かれており、やはり、東電が、津波に対する強い懸念を持っていたことがわかる。

なお、刑事裁判の公判廷における証人尋問（第 8 回公判）では、検察官役の指定弁護人が、酒井 GM に、この文面の意味を以下のようにたずね、それに対して酒井は以下のように返答している（甲 B 5 6 号証の 1・2 6 頁）。

指定弁護人：「ここはどういうことを言っているのでしょうか」

酒井 GM：「津波が NG だということをわかっていながら、中間報告で 7 設備が大丈夫だから大丈夫ですよと世間に対して安全だというのは、これはちょっと、何かうそじゃないかというのは、論理的にそうなるんじゃないかと。ですから、津波が NG ということになると、冷却水が取れない、それは安全性が維持できないということで、プラントを停止させるべきではないかと要請、要求、最近だと裁判というものもありますけれど、そういう時に、いやこういうふうを考えれば、あるいはこういうふうな対応をとれば安全性は維持できるんですということが必要でしょうという意味です」

指定弁護人：「地震の揺れで大丈夫でも、津波で NG となるとプラント停止となりかねないという懸念があったということですか」

酒井 GM：「それは、原子力のこころへんで働いている人であればだれでもわかると思いますけど」

指定弁護人：「技術者として、今後の状況を見据えれば、ある意味で中間報告がうそになるということを懸念していたということですか」

酒井 GM：「そうですね」

この証言からも、津波対策が必須の課題であることを被告東京電力は、確実に認識していたことが明らかである。

この東電の認識をさらに後押しするような、事実が2008年2月26日に生じた。

その日の午後3時に、被告東京電力の高尾は、東北大学キャンパスの今村文彦教授の研究室を訪ね、バックチェックで地震本部の長期評価を取り入れるべきかどうかを相談した。

今村教授は、「中央防災会議でも同様の議論を行った。私も参加したが、福島県沖海溝沿いで大地震が発生するかどうかについては、繰り返し性がないこと及び切迫性がないことを理由に、中央防災会議としては結論を出さなかった。しかし、私は、福島県海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきであると考える。」と述べた（甲B56号証の3通し番号304～305「指定弁護士資料23」）。

というのも、中央防災会議は一般向けの防災について、方針や計画を定める機関であるという特性上、過去に起こった記録がない災害について、正確な被害想定を作ることが難しく、一般向けに公表することが難しいと判断されたのである。

一方、原発の安全性は1万年から10万年に一度の災害に対応することが求められており、数百年に一度の災害を想定する一般防災とは、その出発点からして隔絶した安全基準のもとで、安全対策をしなければならないことは自明で

ある。そのため、中央防災会議のメンバーだった今村教授も、原発の安全基準に関しては、長期評価の知見を波源として考慮すべきと述べたのである。

この今村教授との面談後に、高尾は、上司である酒井 GM や対策を担当する他の部署の担当者ら 11 人に以下のような内容のメール（甲 B 5 6 号証の 3 通し番号 3 0 3 「指定弁護士資料 2 2」）を送った。

「先生からは、『福島県沖の海溝沿いでも大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきと考える』旨のご指導いただきました」

「現在、土木 G では津波数値計算を実施しております。概略結果がでしだい関係者に連絡しますが、大幅改造工事を伴うことは確実です。」

酒井 GM は、このメールを見た時のことを公判廷でこう証言している。

「今村さんが駄目だと、審判が駄目だといっているので、これは厄介って、これは絶対入れなきゃ駄目なんだということで社内を説得していかなきゃならないというふうに思いました。今村先生がこう言う以上、地震本部の見解を取り入れないとバックチェックは通らないんです」(甲 B 5 6 号証の 1・3 7 頁)。

このように、被告東京電力は、地震本部（＝推本）の策定した「長期評価」を津波算出の前提としなければならないことをはっきりと認識したものである。

福島第一原発において長期評価に基づいた津波算出を東電設計に依頼していること、そこで算出された津波高を前提とした津波対策を行わなければならないことは、同年 2 月 1 6 日の当時の被告東京電力の勝俣恒久社長が出席したいわゆる「御前会議」（甲 B 5 6 号証の 3 「指定弁護士資料 1 9」）にて報告がされた。そして、「御前会議」では、津波に対する対策を進めていくことが承認されていた（甲 B 7 4 号証 3 頁（山下調書））。もっとも、この時点では東電設計の算出結果は出ていないため、7.7 メートル以上の津波を想定した議論がされていたのであるが、長期評価を前提とした対策をしていく方針がこの会議で採用されたことは疑いようもない事実である。

このことは、「御前会議」の後、3 月 1 1 日に開かれた、被告東京電力の最終

的な意思決定機関である常務会（乙 A 7 4 号証「指定弁護士資料 7 4」）で配られた資料（乙 A 7 4 号証の 4「指定弁護士資料 7 3」）の中に、「津波の評価 プレート間地震の想定が大きくなることに伴い、従前の評価値を上回る可能性有り」と書かれており、それを前提として、常務会でも津波対策が承認されたことから裏付けられる。

当時の常務会の決定に関して、酒井GMの上司である山下和彦原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター所長（以下「山下所長」という）は、検察官に対して、「従来の評価を上回れば、対策が必要になることは自明ですので、事実上、津波評価の上昇に伴って津波対策を実施する方針であることが常務会にも上程されて、その点についても了承されたといえると思います」と述べている（甲 B 7 5 号証 1 6 頁）。

ここで重要なのは、長期評価の知見を前提とした津波算出をして、それに対応した対策をしていくことが被告東京電力内で決定されたことである。

その後、同年 3 月 1 8 日、東電設計から、「長期評価」を前提とした津波計算結果が出た（乙 A 7 2 号証通し番号 7 1）。この結果、敷地南部では津波高が O. P. + 1 5. 7 メートルにもなり、原子炉建屋 1 号機から 4 号機が広範囲に水につかることが判明した。4 号機では、2 メートル以上も浸かると予測された。

被告東京電力の武藤栄原子力・立地本部副本部長は同年 6 月 1 0 日に、津波高が 1 5. 7 メートルに及ぶ旨の報告を受け（乙 A 7 2 号証通し番号 9 3）、沖合の防潮堤新設の検討や、それらの工事の許認可手続きの調査浸水するポンプなど機器の対策検討を指示した（乙 A 7 4 号証通し番号 5 4 9「指定弁護士資料 1 1 4」）。

そのような具体的な指示があったことから、高尾は「具体的な指示がありましたので、対策をとっていく前提で検討が進んでいるのだと認識していたと思います」と公判廷において供述している（乙 A 7 2 号証通し番号 1 0 1～1 0 2）。

実際、高尾は7月23日に、東北電力日本原電などと開いた会合で、地震本部の長期評価で示された知見に基づいて波原を検討していること、敷地への遡上対策として、防潮堤や防潮壁の検討をしていることを述べている。

以上のような、被告東京電力内部の知見の集積状況（保安院からの忠告や今村教授との面談）、意思決定（「御前会議」や「常務会」）の流れやそこでの合意内容、2008年3月18日に出された東電設計からの津波算出結果からして、被告東京電力は、どんなに遅くとも、東電設計から津波算出結果が出された2008年3月18日時点では、想定した津波高からして、原発の安全性が維持できないことを認識していた。そうである以上、何等の対策もせず。漫然と本件原発事故を引き起こしたことに關して、重過失ないし相当に重い過失の存在が明らかであるといえる。

ではなぜ、被告東京電力は津波対策をしなかったのか。

これについては、2008（平成20）年7月31日に被告東京電力で行われた会合が大きくかかわっている。

この会合には、武藤副本部長、吉田昌郎原子力設備管理部長（のちの原発事故当時の福島第一原発所長）、山下所長、酒井GM、高尾、金戸、機器耐震技術グループのGM、建築グループの課長らが出席しており、武藤副本部長は、東電設計からの津波算出結果を受けたうえで、「研究を実施しよう」と、実質的に津波対策を数年先送りする方針を伝えた（乙A72号証通し番号112）。

それを聞いた高尾は、「それまでの状況から、予想していなかった結論に力が抜けた。残りの数分の部分は覚えていない」と公判廷にて証言している（乙A72号証通し番号112）。

さらに、武藤副本部長は、今後の方針について、

- ・バックチェックは従来の5.7メートルの水位で進める。
- ・地震本部の津波地震を採用するかどうかは、土木学会で検討してもらい、その後に対策を実施する。

- ・この方針について有力な学者に根回しする。

と決めた(乙 A 7 4 号証「指定弁護士資料 1 2 6」(同日の会議の結果についての発酒井、宛関係各原子力事業者の電子メール))。

いわゆる御前会議で承認された方針における想定津波高 7.7 メートルより低くなっていることの理由は定かではないが、この会合の結果、「長期評価」の津波地震を取り入れた対策をするかどうかの決定は、土木学会に送られることになった。土木学会が議論を始めるまでに 1 年、そして 3 年ほどかけて議論し、結論が出るのは、2 0 1 2 年頃と見積もられていた。

山下所長は、先延ばしの理由をこう検察官に説明している。

「バックチェックの審査において、1 5 . 7 メートルの津波対策が完了していないことが問題とされた場合、最悪、保安院や(審査する)委員、あるいは地元から、その対策が完了するまで、プラントを停止するよう求められる可能性があります。(中略) 当時、柏崎刈羽の全原子炉が停止した状況であったことから、火力による発電を増すことで対応していましたが、その結果、燃料費がかさんだため、収支が悪化していました。そのような状況の中で、福島第一までも停止に追い込まれれば、さらなる収支悪化が予想されますし、電力の安定供給という東電の社会的役割も果たせなくなる危険性がありました」(甲 B 7 5 号証 3 2 ～ 3 3 頁)。

2 0 0 8 年当時、被告東京電力は、新潟中越沖地震の影響により柏崎刈羽原発が停止され、年約 5 0 0 0 億円の燃料費が余計にかかっているという状況にあった。そのため、福島第一原発まで停止された場合に、赤字が増えることを被告東京電力は恐れていたのである。

つまり、被告東京電力は、第一義的な使命である、国民の生命身体の安全よりも、自らの経済的利益を優先するという、原子力事業者としてあるまじき選択をしたのである。

したがって、経済的理由から、津波対策をこの時点で引き延ばすべく、土木

学会に回付したこと、有力学者に根回しをして自らを正当化しようとしたことは、その加害行為に至る動機や侵害に至る経緯が極めて悪質性の高いものである。

以下では、より具体的に、武藤副本部長が決めた方針に従った、被告東京電力の悪質な対応を見ていく。

7月31日の会合が終わってから約40分後、酒井GMは、日本原電の安保、東北電力の津波担当をしていた松本らに以下のようなメール(乙A74号証「指定弁護士資料126」)を送っている。

このメールの内容から見てわかるように、被告東京電力は、それまでの方針を180度変更し、「長期評価」を前提とした津波算出しないための言い訳を並び立て、何とか津波対策を行わなくてもよいようにしようと画策し始めたことがわかる。

「東電酒井です。お世話になっております。

推本太平洋側津波評価に関する扱いについて、以下の方針の採用是非について早急に打ち合わせしたく考えております。

- ・推本で、三陸・房総の津波地震が宮城沖・茨城沖のエリアのどこで起きるかわからない、としていることは事実であるが、

- ・原子力の設計プラクティスとして、設計・評価方針が確定しているわけではない。

- ・今後、電力大（全電力会社の取り組み）として、電共研（電力共通研究）～土木学会検討を通じて、太平洋側津波地震の扱いをルール化していくこととするが、当面耐震バックチェックにおいては土木学会津波をベースとする。

- ・以上について有識者の理解を得る（決して、今後何ら対応をしないわけではなく、計画的に検討を進めるが、いくらなんでも、現実問題での推本則採用は時期尚早ではないかというニュアンス）」

今村教授との面談の直後には推本の内容を採用しなければならないとしてい

たのに、7月31日の会合の後は手のひらを返したような対応をしていることがメールからよくわかる。

酒井GM自身、この対応変更はおかしいと考えており、刑事裁判の第8回公判において以下のように証言している(甲B56号証通し番号87)。

「もともと地震本部の見解を取り入れていかなければバックチェックは耐えられないんじゃないかというのを、一番主張していたのは、この3社の中では東京電力で、かつ社内的にそういう方向で調整というか説明をしていくという話をしていたのですけれども、結果的に、今まで東電が実務レベルで説明していた結果と違う方向性になったので、これはちょっと早く東北さんと原電さんに状況説明しないと、ものすごく混乱するなと思って、すぐにメールをしました。」

ところで、被告東京電力がこの2社に対応変更を連絡した理由であるが、これは、仮に太平洋側に原発を有する3社の「長期評価」への対応が異なった場合(例えば、ある会社は対応してある会社は対応しなかったような場合)、対応をしない被告東京電力がバックチェックの中で目立ち、そのことを指摘され問題視されてしまう危険性があったため、3社で「長期評価」への対応を消極的なものへ統一する必要があったからである。

被告東京電力は、自らの対応の問題性を隠すために、バックチェックではいわず嘘をつくことを決めたわけだが、その嘘に他社も巻き込まうとしたのである。本件事故を引き起こすまでの経緯は極めて悪質といわざるを得ない。

ちなみに、この被告東京電力の方針転換にもかかわらず、日本原電は8月5日付の常務会で、「長期評価」の津波地震を想定した津波対策への着手を決めており、いわばこの「嘘」に巻き込まれなかった。

さらに、この被告東京電力の対応に関して日本原電は、強い違和感を覚えている。同年8月6日の日本原電の社内ミーティング(甲B26号証通し番号174「指定弁護士資料27」)に出席した被告東京電力の担当者からの説明に対

して、日本原電側の取締役市村康規は、「こんな先延ばしでいいのか、なんでこんな判断をするんだ」と述べている（甲 B 2 6 号証 5 0 頁）。これほど、被告東京電力の対応は不合理なものであった。

日本原電の安保は、東電の方針転換について、酒井 GM が「柏崎刈羽も止まっているのに、これで福島も止まったら経営的にどうなるのかねって話でねなどと言っていたように思います」と検察官の取り調べの中で供述している。

ただし、この突然の方針転換後、被告東京電力の津波対策が完全に停滞し、全く考慮されなくなるかといえ、必ずしもそうではない。被告東京電力は、津波対策が必要であることは認識しているので、不十分ながら検討は続けられるのである。

2008年9月10日午後1時15分から、福島第一原発の第2応接室で、バックチェックの進め方について説明会が開かれた。出席したのは、被告東京電力の本店から山下所長、金戸ら7人、福島第一原発からは小森明生所長ら18人であった。

この日の議事メモ（甲 A 1 0 8 号証、甲 B 7 3 号証の3通し番号319「資料72」）には、津波については「機密情報のため、資料は回収、議事メモには記載しない」と書かれている。酒井 GM は説明会の2日前に、資料を作成した金戸に「真実を記載して資料回収」とメールを送っており、機密保持に神経質になっていたことがわかる。

では、何をそこまで秘密にしておきたかったのか。

「会議後回収」とかかれた資料（甲 B 7 3 号証の3通し番号323資料74）では、地震発生約46分後に、福島第一の敷地南部から高さ10メートルの敷地に津波が遡上し、4号機建屋付近は2.6メートル浸水するという計算結果が示されていた。また、今後の予定として、津波地震への対処を事実上先延ばしにする方針も示し、最後に「ただし、地震及び津波に関する学者経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、

現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避」と記載されている。

そして、刑事裁判の第18回公判で証言をした資料作成者である金戸（甲B73号証の1通し番号93、甲B73号証の3通し番号323「資料74」の2枚目）は、この資料に関して、「地震本部の見解を取り入れないという今後の展開というのは考えにくくて、そうだとするとかなり津波水位が大きくなることはもうわかっているので、対策をいずれ何かしなきゃならないということを伝えようとして書いている文章だと思います」と証言している。

対策が必要なことを確定的に認識しながら、対策の必要性を秘密にして、対策を先送りにした被告東京電力の姿勢は、原子力事業者として許されるものではない。

自らの経済的利益を優先して、方針転換をした被告東京電力は数々の悪質極まりない対応をするが、その最たるものが、学者らへの「根回し」である。

根回しする対象の学者は、バックチェックを保安院と共に担当することになっているメンバーであった。被告東京電力は、これらの学者への根回しが完了しなければ、バックチェックを乗り切れないことを十分理解していた。

山下所長は検察官の聴取に対して、「武藤副本部長は、その可能性を排除するために、東電の方針については、有力な学者に説明して、その了解を得ることと言って、いわゆる根回しを指示しました」と述べている（甲B75号証34頁10行目～13行目）。さらに、山下所長は、「保安院の職員の了解はいらないのですか」という検察官の問いに対して、「保安院は委員の意向を重視するので、委員が了解さえしてくれれば、保安院も委員の判断に従ってくれるものと考えていたと思います」と答えている（甲B75号証34頁19行目～22行目）。

被告東京電力は、国（＝保安院）を侮っていたとしか考えられない対応である。

根回しは、高尾が中心となって、２００８年１０月から順次行われており、高尾は、この時の様子について、「この辺りからはもう淡々と、その方針に従って説明を進めていったということだと思います」と刑事裁判の第５回公判で証言している（乙Ａ７２号証通し番号１１４～１１５）。その根回しの成果一覧が、２００８年１１月１３日に被告東京電力社内で行われた会議で以下の通り報告されている（乙Ａ７３号証通し番号１４１、乙Ａ７４号証「資料１４９」・通し番号６００）。

専門家に津波バックチェック(BC)方針を根回した結果			
専門家	関係するWG	津波BC方針へのコメント	結果
日大 首藤教授	・土木学会津波評価 部会主査	今回のBCは青本ベースで行い、改訂後改めてバックチェックする件、承知した	◎
東北大 今村教授	・地震・津波、地質地 盤合同WG委員 ・AサブWG ・土木学会津波評価 部会委員	推本の津波については、今回のバックチェックで波源として考慮しなくてもよい。BCでは扱いにくく、かなり過大で、非常に小さい可能性を追求するのはどうか	◎
秋田大 高橋准教授	・地震・津波、地質地 盤合同WG委員 ・BサブWG ・土木学会津波評価 部会委員	日本海溝沿いの津波地震や大規模正断層地震について、推本が「どこでも発生する可能性がある」と言っているのだから、福島県沖で波源を設定しない理由をきちんと示す必要がある	△
東大 佐竹教授	・土木学会津波評価 部会委員	当社方針に対し、否定的な意見はなかった。三陸沖と福島沖以南では、地震発生様式が異なる点については肯定	○

結果が△とされている、高橋智幸秋田大学准教授は、２００８年１０月２３日、高尾と東北電力の２人と被告東京電力の会議室で面談をし、そこで高橋准教授は「地震本部が津波地震のどこでも発生する可能性があるといっているのだから、福島県沖で波源を設定しない理由をきちんと示す必要がある」、「地震本部が言っている以上、考慮しなくて良い理由を一般の人に対して説明しなければならないと考える」と話した。

なお、「やり取りの間非常に緊迫したムードだった」ことが当時の議事録から

明らかとなっている（乙 A 7 3 号証通し番号 1 3 7、乙 A 7 4 号証「資料 1 4 4」通し番号 5 9 2～5 9 3）。

結果的に、被告東京電力の根回しは、高橋准教授を除いて成功した。

そもそもこのような根回しが許されないことは、誰から見ても明白であろう。被告東京電力というのは、公正な会議をねじ曲げる反則的行為も呵責なく行う企業体質を有した企業なのである。

学者への根回し結果が報告された、被告東京電力の 1 1 月 1 3 日の社内会議では、もう一つの重要決定もしていた。津波地震とは別のタイプの地震「貞観津波」もバックチェックに取り入れないと決定である（乙 A 7 3 号証通し番号 1 4 1～1 4 3）。

貞観津波は、平安時代貞観年間（8 9 6 年）に宮城県沖で発生した大地震である。古文書にわずかに記述が残されているだけで地震の実態はよくわかっていなかった。2 0 0 5 年 8 月宮城県沖で M 7. 2 の地震が発生したのをきっかけに、文科省が大学などに委託し、研究が一気に進められていた。海沿いの田畑などを掘り下げると、過去の大津波が運びこんだ海岸付近の砂が「津波堆積物」と呼ばれる地層として残されていることがあり、それを手がかりとして研究が進められていた。

2 0 0 7 年には、東北大学が、福島第一原発から約 5 キロ地点の浪江町請戸地区で、被告東京電力の想定を大きく超える津波が、過去 4 0 0 0 年間に貞観津波を含めて計 5 回起きていた痕跡を見つけていた（甲 A 8 5 号証）。

2 0 0 8 年 8 月 1 8 日に酒井 GM は、高尾、金戸に以下のようなメールを送っている（甲 B 5 6 の 3 通し番号 3 8 0 「資料 7 8」）。

「推本は、十分な根拠を示さず『起こることが否定できない』との理由ですから、モデルをしっかり研究していく、で良いと思いますが、8 6 9 年（貞観津波）の再評価は津波堆積物調査結果に基づく確実度の高い新知見ではないかと思い、これについて、さらに電共研（土木学会への委託）で時間を稼

ぐ、は厳しくないか？また、東北電力ではこの８６９年の扱いをどうしようとしているのか？」

貞観地震の津波堆積物による研究は地震本部の津波地震より更に確実 度が高く、時間稼ぎで逃れるのが難しいのではないかと、酒井 GM が認識していたことがわかる。

被告東京電力は、長期評価も津波算出の前提として取り込み、津波対策をすることが不可避であると考えていたのであるから、津波堆積物の研究を前提とした貞観津波相当の津波に対する対応の必要性についてもその重要性について認識していた。

被告東京電力は、２００８年１０月１７日に貞観津波について最新の論文を入手し、それをもとに東電設計に津波水位の予測を依頼した。１１月１２日に東電設計から届けられた「貞観津波の数値シミュレーション結果（速報）」によると、津波水位は長期評価で示された津波地震に基づく水位予測より高くなる可能性があることが判明した（甲 B 5 6 号証の１通し番号１０３、甲 B 5 6 号証の３通し番号３９７「資料９２」）。

そのため、２００８年１１月１３日の社内会議には、原子力設備管理部長の吉田、酒井 GM、高尾、金戸らが参加した（甲 B 5 6 号証の３通し番号３９５「資料９１」）。

そして、長期評価と同様、貞観津波についてもすぐには対応せず、地震本部の津波地震と同じように、土木学会で研究してもらうことを部としての方針として決定した（甲 B 5 6 号証の１通し番号１０３～１０４、甲 B 5 6 号証の３通し番号４００「資料９３」）。

ところが、問題があった。東北電力が貞観津波の最新の研究結果を取り入れ、女川原発の津波想定を見直す報告書（バックチェック最終報告書）をすでに完成させていたのである。これでは、各社の報告書が並んだときに、バックチェックで被告東京電力が貞観地震を看過していることが目立ってしまう。

そこで、被告東京電力は、東北電力に圧力をかけてその報告書を書き換えさせたのである。

東北電力の担当者は、検察官の調べに対してこう答えている。

「東電は、当社が確定的に貞観津波を耐震バックチェックで扱うと、それが先例になってしまうことを恐れたのだと思います。」（甲 B 7 6 号証 2 8 頁）

貞観地震が同クラスの地震が発生した場合、女川原発は耐えられるものの、福島第一原発は、炉心溶融を引き起こすと予測された。東北電力の報告書が提出されて公表されると、被告東京電力もまた早急な対策を迫られる。それを避けたかったのだとみられる。

被告東京電力が、東北電力に圧力をかけた 2 0 0 8 年 1 1 月 1 3 日～1 1 月 2 8 日にかけてのメールのやり取りは以下のとおりである（乙 A 7 3 号証通し番号 1 4 3～1 4 4、乙 A 7 4 号証通し番号 6 0 2～6 0 6 「資料 1 5 1～1 5 3」）。

「本日、津波バックチェックについて、社内の方針会議を実施し、8 6 9 年貞観津波についてはバックチェック対象としない方針としました」

（高尾⇒東北電力 1 1 月 1 3 日）

「当社は、保安院からの指示もありバックチェック報告書には記載することで報告書を完成しております。当社が記載することについて不都合ありませんでしょうか。記載しないとなりますと、保安院指示もありましたことから明確なロジックが必要と考えており」

（東北電力⇒高尾 1 1 月 1 4 日）

「8 6 9 年津波の件、福島サイトへの影響が大きく、福島のバックチェック報告時対応が時間的に間に合わない状況です。（中略）御社がバックチェックで報告する場合、当社の方針と異なり、社内上層部まで至急話をあげる必要がありますので、再度御社の方針をご確認させていただきたく思います」

（酒井 GM⇒東北電力 1 1 月 1 7 日）

「弊社からは大内や田村からお話ししたとおりといいようがないのですが、うまい落としどころは考える必要があると思っています」

(東北電力⇒酒井 GM 11月25日)

「東北電力さんが同一步調であるのが最も当社としては望ましいのですが、やはり、869年津波について女川ベースでは話にならない、ということであれば、東電スタンスとの整合で、あくまでも『参考』として提示できないか、という趣旨です」

(酒井 GM⇒東北電力 11月28日)

このように、被告東京電力は、貞観津波をバックチェックで指摘されないように、東北電力にバックチェックの報告の際に、貞観津波に関するデータを「参考」レベルに落とすように圧力を加えたのである(甲B76号証29頁、同63頁～74頁「資料18」)。

この結果、東北電力は、「東電の依頼に応じて、バックチェック報告における貞観津波の言及を参考にとどめることに決め」た(甲B76号証30頁)。なお、東北電力は、「当初の津波BC報告書(案)」と「東電に配慮した津波BC報告書(案)」の対比表も作っていた。

こういった根回しや圧力を行っただけでなく、被告東京電力は、バックチェックに関して、「2009年6月までに、津波評価を含む最終報告を提出する」と公表していたところ(乙A74号証通し番号511「資料97」)、2008年3月に福島第一原発の第5号機の津波を除いた地震に対する中間報告書を提出しただけで、それ以外の1～4号機、6号機のバックチェックに関して2008年12月8日にその延期を公表するなど、引き延ばしを続けていた。

8 2009年

2009年6月24日、バックチェック中間報告を審査する専門家会合を保安院は開いた。これには被告東京電力からは酒井 GM などが参加していた(甲

B5 6号証の1通し番号1 1 5～1 1 6、甲 B5 6号証の3通し番号4 1 1～4 1 2「資料1 0 3」)。

その席で、産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信センター長（以下「岡村センター長」という）は、被告東京電力のバックチェック中間報告（2008年3月）で貞観地震の想定が不十分であることを何度も指摘していた（甲 B5 6号証の1通し番号1 1 5～1 1 6、甲 B5 6号証の3通し番号4 1 1～4 1 2「資料1 0 3」）。

なお、被告東京電力が、提出していたバックチェック中間報告は、福島第一原発に関して、5号機の地震に対する評価のみが報告されていたものであるが、岡村センター長は、被告東京電力が貞観地震の揺れを軽視していること、それに伴う、津波に関して強い関心を持っており、そのことを被告東京電力に強く追及したのである。

酒井 GM は、会合が終わってから約2時間後に、武黒副社長、武藤常務のほかバックチェックに関わる社内の関係者約20名に以下のようなメールを送っている（甲 B5 6号証の1通し番号1 1 5～1 1 6、甲 B5 6号証の3通し番号4 1 1～4 1 2「資料1 0 3」）。

「岡村委員から、プレート間地震で869年の貞観地震に関する記載がないのは納得できない、とコメントあり。(中略) 津波評価上では学会でモデルの検討を行ってから対処する方向で考えていた地震。その方向性でよいことは津波、地震の関係者にはネゴしていたが、地質の岡村さんからコメントが出たという状況」

酒井 GM の言う「ネゴ」とは、前述の2008年7月31日の会合で、武藤副本部長から指示された学者への「根回し」のことである。「津波は土木学会で、2012年までかけて検討してもらおう。それに基づいて対策する」という被告東京電力の津波対応を学者に了承してもらおうことである。これはつまり、土木学会の審議が終わる2012年までは待ってくれ、保安院の公開の審議会で、

津波問題を持ち出さないでほしい、という意味が含まれていた。

しかし、岡村センター長はその根回しリストから外されていたため、被告東京電力の意図通りに振る舞ってはくれなかったのである。

また、酒井 GM は、貞観地震への対応に関してこうもメールを送っている（甲 B56 号証の 1 通し番号 115～116 頁、甲 B56 号証の 3 通し番号 411～412「資料 103」）。

**「バックチェック最終報告で対応するとなると設備対策が間に合わない(?)
そもそも、現在提案されている複数のモデルのうち、最大影響の場合 10m 級の津波となる。」**

このときの被告東京電力にとっての最大の問題は、バックチェックをなんとか合格するためにどうすればよいかであり、それ以外にはなんの関心も示さず、最も重要である近隣住民の安全など歯牙にもかけていない。

原子力発電所の安全を万全にして、万が一にも事故が起こらないようにして、住民・国民の生命身体の安全を守るという本来の在り方を完全に捨てて、利益を優先する選択をしている被告東京電力が長期評価を知見に取り入れた対策をしようとしなかった動機の悪質性はどれほど強調しても強調しすぎることはない。

9 2010年

前述のように東北電力は、2008年11月には津波バックチェックを含めた最終報告書をまとめていたが、被告東京電力からの圧力を受けて、当初報告書にあった、貞観地震に基づく津波計算については、断層モデルや参考論文などの記述を削り、あくまで参考扱いにして目立たない記述にとどめた形式に直した。そして、最終報告書は2010年の春に、保安院に提出されている。

保安院は、JNESに東北電力の最終報告書をクロスチェックするよう指示し、2010年4月28日に開いた保安院と JNES との会合で、東北電力の最終報

告書を検討した結果として、「事業者報告書では、評価における貞観津波の解析位置づけが明確でない。(参考として解析を実施しているが、想定津波としては考慮されていない)」、「869年貞観津波を、想定津波の一つとして検討する必要がある」とされている。

被告東京電力の根回しもむなしく、この時点で貞観津波を原発は想定しなければならないと明確にされていたことが明らかとなった。

10 2011年

被告東京電力は2006年9月にバックチェックを始めたときは、2009年6月までに終える予定と発表していた。それはずるずると引き延ばされ、2011年時点ではバックチェック終了は2016年としていた（甲B1号証451～453頁）。

このバックチェックの引き延ばしに関して、当時の勝俣社長は、刑事裁判の公判廷において、

「よく分かりませんが、(バックチェックのスケジュールが)一般的に工事を含めて後ろのほうへ延びていったような気が致します。」

と述べている（甲B77号証67頁）。

このように、元々津波への余裕のなさが国内最悪であった福島第一原発の対策は、他社の東北太平洋岸所在の原発より更に遅く引き延ばされた。本来であれば、規制する側の保安院も、被告東京電力の先延ばしを容認・助長していた。

被告東京電力に「もし、先延ばし中に津波が起きたら」であるとか、「住民の生命身体を守らなければ」といった視点は全くなかった。

2011年における被告らの、悪質性を基礎づける事情はまだある。

地震本部は2002年に発表した「長期評価」に関する改訂を2009年から進めており、ほぼ完成した2011年3月3日、地震本部の事務局である文科省は一般公表する前に、会合を開きこの報告書を被告東京電力ら電力事業者

に見せた。

そもそも、国が、電力事業者だけに先行して見せること自体に問題があるが問題はそこに留まらない。その会合の席上、被告東京電力は、改訂版で新たに貞観地震のリスクがもりこまれることに関して、そのリスクがまだ不確実であると読めるように報告書を書き換えるように要請した（甲 B 3 号証 4 2 2 頁）。

文科省はそれを受けて、専門家の委員に諮ることなく、報告書を修正していた。

この修正版は、8 日後に東日本大震災が生じたため公表こそされなかったが、被告らが共同して、原発の津波リスクの存在を消そうと試みたもので、本件事故に至る経緯の悪質性は甚大であるといえることができる。

なお、これまで主張するように遅くとも 2 0 0 8 年には被告らの重過失ないし相当に重い過失の存在は明らかなのであり、それ以後の被告らの対応に関しては、加害行為に至る悪質性として評価されるべきものとする。

第 2 土木学会の信頼性の問題

最後に、これまで被告東京電力が津波算出において、根拠とする津波評価技術を策定した、土木学会の信頼性について言及する。

土木学会は「学会」とはいうものの、電力会社との関わりが深い組織であり、電力会社に不利な振る舞いはできない。このような組織に研究させ、基準を作らせても、電力会社に不利となるような対策は一切しないことを選択したものと同義である。

したがって、津波対策を土木学会の研究にゆだねるという被告東京電力の対応に関しては、本件事故を引き起こした経緯の重要な部分を占めており、本件不法行為の重過失ないし相当に重い過失を基礎づける事実として考慮されるべきである。

その理由は大きく 2 つある。

まずは、構成員の問題である。土木学会は１９１４年に発足した団体であるが、１０年に１度は電力会社から会長が出ており、例えば、２００２年から２００３年にかけては、被告東京電力の原子力建築部副本部長が就任していた。

被告東京電力が研究を依頼したのは、土木学会原子力土木委員会津波評価部会である。この部会は、津波に関する評価等をする部会であるが、その３０人の委員の中で、１７人は電力会社の社員やその子会社の社員であった（甲１号証９０～９１頁、甲Ａ３号証の１のvi）。

部会の委員であった電共研の松山昌史委員は、政府事故調の聴取にて、「事業者を受け入れられるものにしなくてはならなかった」と述べている（甲Ｂ４５号証１０頁）。

また、首藤伸夫岩手県立大学教授兼土木学会委員も政府事故調の聴取にて、「部会の実際の運営は電力側が行った」と述べるなど（甲Ｂ４４号証４頁）、電力会社主導の会運営がなされていたことが明らかであり、その原子力土木委員会津波評価部会が電力会社に不利な結論を出すことはできなかった。結局、部会全体が電力会社の意のままに操られていたため、研究についての信頼性は極めて低いといわざるを得ない。

次に指摘できるのは、土木学会運営資金面である。

まず、土木学会は被告東京電力の株を昭和３５年ころから３万１７７３株保有しており、平成２１年度時点でも保有していた（事故後平成２４年に売却している）。そのため、被告東京電力から毎年配当金２００万円前後（当時１株当たり年間６０～７０円）を受け取っていた（甲Ａ１０９～１１１号証）。

したがって、土木学会としては被告東京電力の収支状況が悪化し、株価や配当金額が下がるような研究結果を発表できないような構造的欠陥を有していた。

また、土木学会の研究費や会合費用、年間約２億円はすべて電力会社から出されており、そういった点からも電力会社に不利な研究結果を出すことはできなかった（甲Ｂ１号証９０～９１頁）。

つまり、土木学会は被告東京電力に対して、厳しい研究結果を出せない二重の構造的欠陥を有していたのである。

以上から、特に土木学会の津波評価部会における、津波評価に関する土木学会の信頼性は極めて低い。津波評価研究を依頼した被告東京電力が本件事故を引き起こしたことに對する悪質性は明らかである。

いずれにせよ、土木学会は原子力発電所に関する規制を担う団体としては不適格に過ぎる。

被告東京電力がこのような組織に研究を依頼したことは、津波対策を実施しないようにするための逃げ道を見つけ出すための逃避ないし、単なる引き延ばし工作にすぎない。誠実に事故を回避するための研究とは到底評価することはできない。土木学会への研究の依頼は、被告東京電力の責任を軽減するものではないことは明らかである。

第3 まとめ

以上、時系列に沿って、被告東電の津波に対する対応に関してみてきた。これらから明らかなように、被告東電には、単なる懈怠だけでなく、少し注意すれば本件事故を防げるような状況にあったことは明白で、重過失ないし相当に重い過失の存在が明らかである。

さらに、土木学会の策定した津波評価技術を前提とした対策では不十分であることは、その土木学会の信頼性が低いといえることから明らかであるところ、利益優先主義から新たな対策を取らないようにするために、そのような津波評価技術に依拠し続けてきた被告東京電力の悪質性は極めて大きいといえる。

また、それだけでなく、本件事故を引き起こすにあたっての動機（特に利益優先主義等）や本件事故が起こるまでの経緯（特に学者への根回しや他社への圧力等）の悪質性は明らかで、これらはあきらかに慰謝料増額事由に当たるものである。

こういった、本件事故までの一連の経緯にかんがみれば、被告東京電力は確定的に想定津波高が不十分であることを知りながら、これを放置したことが明白である。これは、軽過失とは呼びがたく、重過失ないし相当に重い過失の存在がある。

加えて、その他の動機や振る舞いの悪質性は甚大であり、そのような悪質な経緯から原告らに被害を及ぼしたことからすれば、被告東京電力が原告らに負う損害賠償の金額はより高額なものとなるというべきである。

以 上